

報告第1号

令和5年度恵庭市一般会計補正予算（第10号）（専決処分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度恵庭市一般会計補正予算（第10号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年4月12日提出

恵庭市長 原 田 裕

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度恵庭市一般会計補正予算（第10号）を次のとおり専決処分する。

令和6年3月19日

恵庭市長 原 田 裕

令和5年度恵庭市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第一表 債務負担行為補正」による。

第一表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和5年度次期ENETシステム利用事業	令和5年度～11年度	659,171